

## 別添 2

### 宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る 資源物売払業務 仕様書（案）

本仕様書は、宇部市が実施する「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務」（以下「業務」という。）に適用し、事業者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

#### 第 1 章 共通仕様書

##### 1 業務の目的

本市では、令和 5 年度、「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査」の実施にあたり、安定的かつ適正処理の確保や再生技術等について、現行のリサイクル手法と比較検討するための情報収集として、本市で回収した使用済ペットボトルの一部を資源物として売払うことを目的とする。

（別添 1 「宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査実施要領」参照）

##### 2 業務名

宇部市ペットボトル水平リサイクル事業可能性調査に係る資源物売払業務

##### 3 業務の場所

宇部市が指定した場所

##### 4 業務期間

契約締結日から令和 5 年 9 月 2 9 日（金）まで

但し、資源物の売払期間は令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 3 1 日（木）までとし、引渡期間は、令和 5 年 9 月 8 日（金）までとする。

##### 5 提出書類

業務に当たり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成に当たっては事前に宇部市と協議を行うこと。また、成果報告書について、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

###### (1) 契約締結後、速やかに提出する書類

- ①業務実施計画書 1 部（任意）
- ②業務責任者選任届 1 部（様式 1）
- ③運搬車両登録申請書 1 部（様式 2）

###### (2) 業務完了時に提出する書類（任意様式）

- ①業務完了届 1 部
- ②成果報告書 1 部
- ③参考資料 一式

#### ④電子データ一式

### (3) 業務実施計画書に関する注意事項

事業者は契約締結後、業務の工程等の詳細について宇部市と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

### (4) 成果報告書に関する注意事項

①計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。

②文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

③その他宇部市から指定されたものを添付すること。

④成果報告書の提出に当たっては、業務責任者が立会うこと。

⑤電子データは、原則以下の2種類を作成すること。他形式で提出する際は、宇部市と協議すること。ワープロソフト（マイクロソフト Word 2019 と互換性が確認されているもの）形式と PDF 形式で作成すること。

⑥ワープロソフト形式の電子データは宇部市で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF 形式の電子データは印刷やコピーなどできる状態にしておくこと。

## 6 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は宇部市に譲渡すること。

## 7 委託処理について

ペットボトルの処理に関しては、収集運搬に関する業務、または再商品化に係る業務等の処理工程を予め提出する業務実施計画書及び業務工程表に明記し、その計画に従い処理することとし、それ以外の事業者に委託してはならない。

## 8 業務管理

全ての打合せ等には、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。また、出席できない場合は同等の知識・経験を有する代理が出席すること。

## 9 資料の貸与

事業者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

## 10 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 11 秘密の保持

(1) 事業者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行に当たっては、宇部市及び関係部局と十分な協議を行うこと。

(2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正な取扱いを行う

こと。

- (3) 事業者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティを万全にすること。

## 1.2 関係機関との協議

業務の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 1.3 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、事業者の責任において行うものとする。

## 1.4 環境に配慮した業務履行

事業者は環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、燃料、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーの削減により紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 1.5 その他留意事項

著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。  
また、本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、買受者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 第2章 資源物引渡に関する仕様書

### 1 売却資源物

- (1) 本市が収集・中間処理を行った使用済みペットボトル（ベール品）参考1参照
- (2) 予定数量  
約40トン（令和5年8月収集分）  
※予定数量は過去の実績に基づくものであり、増減する可能性がある。
- (3) 売却量決定方法  
引渡の都度、宇部市リサイクルプラザの計量器（最大秤量30t、最小目盛10kg、積載板幅3m×長さ8m）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、売却量を決定する。
- (4) ペットボトルベール品寸法等  
ア 寸法：長さ400mm×高さ300mm×奥行600mm  
イ 重量：約18kg/1ベール（平均値）  
ウ 結束材：PPバンド  
エ 保管状況：パレット2段に25ベール荷積み状態で保管（参考1参照）  
オ パレット：ベール品の保管および運搬車両の積み込む際に必要なパレット及び荷くずれ防止用の紐は、事業者で準備すること。積み込み方法及びパレットの必要数量等は、圧縮梱包施設管理運営受託者（以下「管理運営受託者」という。）と別途協議のこと。
- (5) 品質  
令和5年度ペットボトル分別基準適合物品質調査 総合判定Aランク参考2参照  
令和4年度ペットボトル分別基準適合物品質調査 総合判定Aランク  
令和3年度ペットボトル分別基準適合物品質調査 総合判定Aランク  
※本業務で引渡すベール品は、キャップやラベルは除去しないものとする。
- (6) 売却資源物の排出、収集及び中間処理の状況
  - ①排出及び収集方法  
売却資源物は、家庭から排出されたペットボトルが対象で、排出方法はキャップ及びラベルの除去し、洗浄のうえ、無色透明袋により、ごみステーションまたは、宇部市資源ごみ拠点回収施設に排出されたものを、パッカー車にて収集している。  
なお、自動販売機や事業所から排出されるペットボトルは含まない。
  - ②中間処理  
収集後は本市圧縮梱包施設にて破袋後、不適物を手選別し、ベール化している。
- (7) 現地及びベール品確認  
圧縮梱包施設における中間処理の状況、使用済みペットボトルの現物、ベール品の現地確認を希望する場合は、実施要領4の担当窓口まで連絡すること。

## 2 リサイクル水準

- (1) 国内においてペットボトルのリサイクルを実施すること。
- (2) ペットボトルべール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内資源循環を図るペットボトル水平リサイクルのルートを構築すること。
- (3) 歩留まりや残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。また、処理に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 不純物を可能な限り除去し歩留まりを低減するとともに、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づき安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理を行うこと。
- (5) 熱や電気の使用によるプロセスコストを抑え、石油由来のペットボトルに比べ生産の過程で排出される二酸化炭素排出量を低減すること。
- (6) 製造したリサイクル PET 樹脂は国内業者に引き渡し、ペットボトル用途として循環させること。また、再商品化したペットボトルは、一定の品質が保証されていること。

## 3 契約方法

物品売買契約（単価契約）

## 4 売却金額

本件実施における提案金額（単価）に引取数量及び消費税及び地方消費税を乗じた金額

## 5 引渡および積込方法

- (1) 引渡場所  
宇部市ごみ処理施設内圧縮梱包施設（宇部市大字沖宇部字沖ノ山 5 2 7 2 番 5）
- (2) 引渡期間  
令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 9 月 8 日（金）まで  
引き渡し対象ペットボトルべール品は、令和 5 年 8 月収集分であり、最終回の引き渡し量は、端数量でも引き取るものとする。
- (3) 引渡方法  
置場渡しとする。
- (4) 運搬車両
  - ① 運搬車両は、事業者が調達するものとし、積込作業は、管理運営受託者の立会いのもと、事業者が行うものとする。
  - ② 運搬車両は、ペットボトルべール品が積載可能で、容易に積込み作業ができる車両とし、計量器で計量可能な車両に限るものとし、必ず事前に宇部市に登録申請（第 1 章 5（1）③）を行い、承認を受けた車両を使用すること。

- (5) 資源物積込みの際は、宇部市が準備する専用の積込車両（フォークリフト）を使用できるものとする。
- (6) 事業者は、引取りのつど運搬車両ごとの積込数量について管理運営受託者の確認を受けること。
- (7) 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守すること。また、過積載等の違反行為を禁ずる。なお、停車時には、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

## 6 引取日時

- (1) 引取日時は、契約締結後に管理運営受託者と協議の上、決定すること。
- (2) 事業者は、圧縮梱包施設の運営に支障をきたさないよう、原則として引取日予定には必ず引取りを行うこと。ただし、詳細については、管理運営受託者と調整するとともに、宇部市から引取りの要請があった場合は、その指示に従うこと。

## 7 売り払い代金の支払い

使用済みペットボトルの引渡し量を集計し、本市が発行する納付書により、指定日までに支払うこと。

【参考1】

ペットボトル  
圧縮梱包施設



べール品保管状況



べール品



べール品



【参考2】

P E Tボトル分別基準適合物（べール品）品質調査結果（令和5年度）

評価項目		宇部市
総合評価	ランク	A
	点数	100点
目視検査		判定
べール状態	外観汚れ程度	A
	べールの積み付け安定性	A
	べール解体性	A
計量検査項目		判定
再商品化に影響を与えるPETボトル	キャップ付きPETボトル	A
	容易に分離可能なラベル付きPETボトル	A
	中身が残っているPETボトル	A
	テープや塗料が付着したPETボトル	A
	異物の入ったPETボトル	A
夾雑異物	塩ビボトル	A
	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	A
	材質識別マークのないボトル	A
	アルミ缶，スチール缶	A
	ガラスびん，陶磁器類	A
	紙製容器類	A
	その他夾雑物	A